

横浜市交通局建築工事特則仕様書

＜令和4年10月版＞

1章 一般共通事項

(全2頁)

1.1
本仕様書の
位置づけ
(1.1.1)

1節 一般事項

横浜市交通局建築工事特則仕様書は、横浜市交通局工務部が所管する建築工事に適用し、工事契約約款に定める仕様書の一部を構成する。

本仕様書は、下記の事項を除き「横浜市建築局建築工事特則仕様書」を準用する。また、記述については、①『建築局』を『交通局』、②『横浜市長』及び『建築局長』を『横浜市交通事業管理者』と読み替えるものとする。

2節 工事関係図書

2.1
提出書類

(1) 着手時	提出部数
ア 請負代金内訳書	1部
イ 工程表	1部
ウ 工事着手届出書	1部
エ 現場代理人選定通知書	1部
オ 主任技術者選定通知書	1部
カ 監理技術者選定通知書	1部
キ 専門技術者選定通知書	1部
ク その他監督員の指示によるもの	
(2) 施工時	提出部数
ア 実施工程表	1部
イ 工事進ちよく状況報告書(実績工程表、色線入含む)	1部
ウ 立会検査申請書(出張検査については検査日より14日前)	1部
エ 官公庁その他への届出書類の写し	1部
オ 打合わせ議事録(その都度)	1部
カ その他監督員の指示によるもの	
(3) 部分完成時	提出部数
ア 工事出来高部分検査申請書	1部
イ 部分払請求書	1部
ウ 口座振替払依頼書(交通局指定の用紙)	1部
エ その他監督員の指示によるもの	
(4) 完成時	提出部数
ア 工事完成通知書	1部
イ 工事目的物引渡書	1部

ウ 完成払請求書	1部
エ 口座振替払依頼書（交通局指定の用紙）	1部
オ 契約不適合の連絡体制届出書	1部
カ その他監督員の指示によるもの	1部

8節 安全管理指定工事

8.1 適用

横浜市交通局工事安全管理規程（平成25年1月交通局規程第2号）に基づき、安全管理指定工事に指定された場合は、高速鉄道建設安全管理計画書作成要領（横浜市交通局）を準用し安全管理計画を策定し提出すること。

9節 その他

9.1 契約不適合 の点検

請負人は、新築、増築、改築工事を行った場合や、請負金額3,500万円以上の改修工事を行った場合は、対象となる建築物等の引き渡しの日から1年以内（原則として引き渡しの日から起算して10か月を経過以降、12か月経過する日以前の期間）に「交通局建築工事、電気・機械設備工事、検修設備工事及び地下鉄車両製造契約不適合の点検及び補修の確認実施要領」により、交通局職員と契約不適合の点検を行い、必要書類を作成する。

9.2 環境への配 慮

- 1 請負人は建設機械及び運搬車両・輸送車両を使用する場合は、低公害型機械・車両の使用に努めること。
- 2 請負人は工事に伴う騒音・振動・大気汚染等について、周辺地域の生活環境の保全に努めること。
- 3 工事に伴って地下水を排水する場合は、地盤沈下・水質汚濁等の周辺環境の保全に努めること。